

議案第 28 号

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 2 月 24 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成28年亀山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する給料の額に関する特例措置）

5 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

（平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置）

6 平成29年4月1日から平成33年2月5日までの間に支給する教育長の退職手当の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。